

第 8 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年2月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（22名）

1 番 岡 田 幸 一	4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男
6 番 飛 田 信 広	7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭
9 番 安 邦 弘	10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇
12 番 大 圖 金 雄	13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子
15 番 外 岡 健 寿	16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成 一
18 番 高 安 幸 一	19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉
21 番 今 関 征 一	22 番 浅 井 紘 一	23 番 加 倉 井 幸 夫
24 番 高 橋 基		

欠席委員（2名）

2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
-------------	-------------

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	久 米 茂
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 皆さん、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日出席予定の方全員おそろいですので、まず開会前ですが、事務局からご報告です。

笹沼会長についてですが、今月の初めから、以前、痛めた所の状態がよくないと連絡があり、療養中であり、本日は欠席でございます。

総会前に事務局に連絡がありまして、本日の総会の件、委員の皆様によりしくお願いしたいとのことでした。

ということで、本日は総会は欠席だということのご連絡がございましたので、議長を皆川代理をお願いしたいということでございます。

あと、大圖代理から皆様にご挨拶があるということですので、よろしく願いいたします。

大圖委員 皆さん、おはようございます。

先月、10日ぐらい入院したんですが、皆さんの入っている親和会からお見舞いを頂きまして、誠にありがとうございます。

また、今後、自分で体を管理しながら、大事にやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

事務局 それでは、皆川代理、よろしく願いいたします。

皆川会長代理 おはようございます。

春とは申せ、朝晩寒い日が続いております。昼間との寒暖差が甚だ激しいわけですが、本日は予想では16度、明日は20度、その次は18度というような、陽も暖かくなるそうですが、そのような環境の中で、体調の管理に十分注意していただきたいと思っております。

会長のことですが、局長から話がありましたとおりですので、電話も大変そうでした。本日の推進協議会が終わってから、代表して会長宅へ様子を伺いにまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまより第8回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は22名、欠席委員は2名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたしますが、いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名いたしますことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

外岡健寿委員、それから雨貝裕委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、次に審議総括表について事務局から説明させます。

事務局 第8回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が11件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が27件、土地現況証明が1件でございます。報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が10件、農地法第4条の届出が4件、農地法第5条の届出が13件、農地法第18条第6項の通知が2件、登記官等からの地目確認照会が4件でございます。

審議案件、報告事項を合わせまして75件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番、関成一委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。

17番, 関です。10番, 皆川委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのご意見でございます。ご審議をお願いします。

議 長 許可相当とのご意見でございますが, ご意見をお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

続きまして, 第3項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番, 今関です。

この件に関しまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第4項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第4項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番, 高安です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第5項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第5項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は, 自家消費するた

めに申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

自家消費するために家庭菜園を作りたいということです。この件に関しまして調査検討した結果，許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

両委員 19番、雨貝克己です。

受人は、アメリカ出身の方で、日本人の奥さんと結婚して、奥さんの実家で無農薬栽培の農業をやっております。また、別な職業もやって兼業なのですが、認定農業者にも認定されておりますので、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

両委員 16番、雨貝です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われま。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

ただいまの案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

ただいまの案件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項の上程に併せ、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第5項及び第6項とは同一事業でありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第5項及び第6項でございますが、同一事業でございますので、まとめてご説明いたします。

農地法第5条に係る契約内容は、第5項が賃貸借、第6項が売買でございます。

申請人は、隣接に音楽スタジオを所有しておりますが、来客用の駐車場がなく不便なため、駐車場及び進入路を設置したい旨の申請でございます。

申請地は、宅地や高速道路に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるということです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第4条第1項第2号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と区分と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平米以上なので、県農業会に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことですので。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平米以上なので、県農業会に諮問いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平米以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討したところ、法令に照らして許可相当であると思います。ご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。3番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第8項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第8項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。3番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるということです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第9項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのこと。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。
事務局から説明させます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第13項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第
2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第14項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 雑種地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は

第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

安藏委員 5番, 安藏です。

この案件は、太陽光発電設備の設置なのですが、前もって事務局から資料が送られてきたので、現地をよく調査したのですが、周り、農道が狭いので、その先にぼつんと一軒家がありまして、太陽光発電設備のためにフェンスを道路境界ぎりぎりに立てられると、消防車も救急車も入れないような状態になるということで、近隣の農家の人と相談しまして、その意見を事務局に言いまして、調整していただきました。

結果、道路から1メートルのセットバックをするということで、周りの地権者も納得していただいたもので、これは調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、皆様のご意見よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

一木委員 8番, 一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま

す。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第18項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第19項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第19項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 19番，雨貝です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第21項及び第22項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第21項及び第22項は関連がございますので、まとめてご説明いたします。

契約内容は、第21項が売買、第22項が使用貸借でございます。

申請人は、再生可能エネルギーの売電収入の増益を図るため、太陽光発電設備及び進入路を設置したい旨の申請でございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、第21項、第22項ともに法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

(「異議なし」の声あり)

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第26項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第26項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番，深谷です。

調査検討した結果，近隣者への事前説明もあり，やはり細い道の隣となりますので，道路から1メートル下げてフェンスを設置するというので，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

高橋委員 すみません，24番，高橋です。この受けている法人の代表の方が，今回の第14項，次の第22項，第21項，それから，第25項，そして第26項と申請が5件ほど出ているのですが，太陽光発電設備の申請件数については前回も，こんなに多く申請して，工事を完遂出来るのかという心配が大圖委員からもあったと思うのですが，同様の心配はないのでしょうか。

事務局 件数は多いのですが，以前も御説明しましたように，申請件数を制限するということとはできないのですが，一件一件を見ていただいて，問題なければ，まずは許可という形になってきます。

今回は、確実に工事をするという話を聞いております。

ただ、この件につきましても、これからも件数が増える可能性がありますので、総会終了後、これから予定されているようなところに該当する委員さんたちにお話を聞きたいと思っておりますので、総会が終わってから残っていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 今、事務局から説明がありましたが、そういうことでよろしいですか。

高橋委員 結構です。

議 長 では、次に第27項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

今、高橋委員から質問があったように、私もこの事業計画者に対して道路幅、雑草、雨水問題、あとは隣接のフェンス、それらの条件を厳しく指摘しました。それで、事業計画者がこれに対してきちんとやりますよという回答を得ましたので、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明させます。

事務局 それでは、皆様、お手元の資料別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項 開江町の畑184平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることが確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

この中に飛田委員に關係する案件がありますので、農業委員会等に關係する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(飛田信広委員一時退席)

議長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 農政課の木村より御説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

飛田委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書一覧の6ページ、44番、45番の2筆でございます。こちらは全て田で、新規設定3,840平米、設定期間は5年間、設定者1名、取得者1名でございます。利用権設定日は、令和6年2月20日を予定しております。

以上につきまして、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、飛田委員に着席を求めます。

(飛田信広委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明させます。

事業担当課 先ほどご承認をいただきました利用権設定面積を除いた部分について説明いたします。

それでは、令和6年農用地利用集積計画書(案)の表紙の集計表にて内容を申し上げます。

表1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が19万7,924平米、うち再設定が9万4,396平米、畑が2万5,256平米、うち再設定が2万27平米、設定者72名、取得者22名、うち再設定の設定者33名、取得者13名でございます。

利用権設定日は、令和6年2月20日または令和6年3月1日を予定しております。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

(事業担当者退席)

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号，報告第2号，報告第3号にある農地法第3条の3，第4条，第5条の届出ともに，内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので，事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号，報告第5号につきましても，資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして，第8回の総会を閉会いたします。

ご審議をいただき，ありがとうございました。

閉会 午前10時10分